

「地方版規制改革会議」の設置に係る状況 (地方自治体へのアンケート結果)

各都道府県・市区町村への「地方版規制改革会議」設置の意向等を伺うアンケート（任意）について、3月末時点での回答状況は以下のとおり。

1. 回答数

673自治体

(参考) 送付自治体数：1,788自治体

2. 「地方版規制改革会議」設置の意向

- ア. ぜひ設置を検討したい : 9自治体
- イ. 更に詳細を確認した上で可否を検討したい : 353自治体
- ウ. 設置検討の予定はない : 277自治体
- エ. その他 : 34自治体

(具体的事案があれば検討したい、必要に応じ既存組織で対応、都道府県や複数市町村で設置すべき など)

平成 28 年 4 月
茨城県

茨城県行財政改革推進懇談会 規制改革部会（地方版規制改革会議）について

1 設置の背景・趣旨

- 昨年 6 月に、地域のニーズに即応した規制改革を進めるための「地方版規制改革会議」の設置を提案する内容を含む「規制改革実施計画」が政府で閣議決定されたことを受け、規制改革会議議長から各都道府県知事あてに「地方版規制改革会議」設置の依頼があった。
- 本県では、規制の廃止・緩和を行財政改革大綱の推進事項に位置付け、毎年度、各種団体等に対してアンケートを実施するなど企業等に対する条例等に基づく規制の廃止・緩和に取り組んできており、これまでに 68 条例等（規則・要項含む）156 事務の廃止・緩和を行ってきている。
- 規制の廃止・緩和要望については、従来は社会情勢や経済情勢の変化を踏まえながら、庁内関係部局で検討を行い、可能なものについて廃止・緩和等を行ってきたところであるが、今般の閣議決定を踏まえ、今後は茨城県行財政改革推進懇談会において規制の廃止・緩和等の検討プロセスに関与いただき、ご意見をいただく。

2 検討体制

- (1) 規制の見直しの検討については、茨城県行財政改革推進懇談会に「規制改革部会」（地方版規制改革会議）を設置し、ご意見をいただく。
- (2) 部会の構成員については、委員全員の 13 名とし、懇談会と同日に行う。（平成 28 年度は、2 回程度を予定）

3 主な検討内容

民間への規制緩和アンケート、県民の声（提案）、企業フォローアップアンケートに寄せられた規制廃止・緩和要望に対する県担当部局の回答内容の検証について

※ 平成 28 年 4 月 1 日、茨城県行財政改革推進懇談会設置要綱を改正し、規制改革部会を設置。

葛城市規制改革会議の設置について

参考2

- 葛城市において、市が所管する規制や制度(条例・規則・要綱・要領)のほか、補助金の交付要件、許認可の手続きも含む。)の合理性や見直しの方向性を検討することを目的として、平成28年4月1日より専門の相談窓口となる葛城市規制改革相談窓口を設置するとともに、規制等の見直しに関する意見募集を開始。
- 今後設置する葛城市規制改革会議において、意見募集の結果も踏まえつつ、市の845の例規(条例・規則・規程・要綱・要領・基準・指針等、例規数は平成27年12月末時点。)についてその内容を精査し、見直しを検討していく。

対象となる規制の例

【葛城市ファミリー・サポート事業】

援助会員となった市民が、利用会員の代わりに子どもの預かりや保育所・幼稚園への送迎等を行う、会員制の子育て支援サービス

葛城市ファミリー・サポート事業実施要綱
(会員)

第5条 会員となる要件は、次のとおりとする。

(1) 利用会員及び援助会員は、市内に居住していただけない。

(2) 利用会員は、原則として1歳から小学6年生までの子どもを養育していただけない。

(3) 援助会員は、この告示の目的を理解する、心身ともに健全な満20歳以上の者でなければならない。

【検討の方向性(案)】

葛城市で子育てしながら安心して働くことができるよう、
在住者に加えて在勤者の利用を認めることができないか

スケジュール(案)

- 平成28年4月1日～5月2日 意見募集の実施
- 平成28年5月 葛城市規制改革会議の設置
～以降、規制改革会議において議論(2～3回の開催を予定)～
- 平成28年11月 報告書(案)を取りまとめ
- 平成28年11～12月 報告書(案)のパブリックコメントの実施
- 平成28年12月末 報告書の公表
- 平成29年1月以降 報告書に基づき条例化・制度改正・予算化を実施